

盛岡市一般廃棄物処理業の手引き (ごみの収集運搬)

[盛岡地域・玉山地域]

令和 7 年 4 月

盛岡市環境部

目 次

はじめに	1
1 許可申請	
(1) 新規許可申請	2
(2) 許可更新申請	2
(3) 許可証の再交付申請	5
(4) 許可基準	5
(5) 処理基準等	
① 収集運搬区域と許可条件	7
② 収集運搬料金の上限	8
③ 一般廃棄物処理基準	9
④ 収集運搬の再委託の禁止	12
⑤ 帳簿の作成と記載	13
⑥ 帳簿の保管	13
2 業に関する変更及び廃止	
(1) 業に関する変更と廃止の手続きの種類	15
(2) 事業範囲とは	15
(3) 事業範囲の変更の手続き	
① 取り扱う廃棄物の種類の変更	16
② 業の種類の変更（積替え保管を含む）	17
③ 収集を行うことができる区域の変更	18
(4) 業の全部廃止（廃業）の手続き	18
(5) 事業範囲以外の変更の手続き	
① 名称や屋号などの「会社」に関する変更	19
② 代表者・役員などの「人」に関する変更	20
③ 事務所や駐車場などの「建物・土地」に関する変更	22
④ 収集運搬の「車両」に関する変更	23
⑤ その他収集運搬のための主要な「施設」に関する変更	24

一般廃棄物収集運搬業に関する申請及び届出の一覧表

	申請・届出の内容	内容	掲載頁
許可申請・廃止届	許可申請	新規許可申請※	P. 2
		許可更新申請	
		許可証の再交付申請	P. 5
	「業の内容」 に関する変更許可申請及び廃止	取り扱う廃棄物の種類の変更	P. 16
		業の種類の変更（積替え保管を含む）	P. 17
		区域の変更	P. 18
		業の廃止	
変更届	名称や屋号などの 「会社」 に関する変更	名称の変更（屋号を含む）	P. 19
		法人組織（会社の形態）の変更	
		個人から法人への変更	
		合併による変更	
	代表者・役員などの 「人」 に関する変更	法人の代表者の変更	P. 20
		法人の役員の変更	
		未成年者の法定代理人の変更	
		事務所の代表者の変更	P. 21
		上記以外の従業員の変更	
		欠格要件に該当した場合の届出	
	事務所や事業場などの 「建物・土地」 に関する変更	本社や事務所・事業所の所在地の変更	P. 22
		積替え・保管施設の所在地や規模の変更	
		駐車場の所在地や規模の変更	
	収集運搬の 「車両」 に関する変更	車両の増車	P. 23
		車両の減車（廃車など）	
		車両の最大積載量の変更	
その他収集運搬のための主要な 「施設」 に関する変更	電話・ファクシミリなどの番号の変更	P. 24	
	運搬容器の変更		

※：現在新規許可は行っておりません。

はじめに

一般廃棄物の処理は、法律で市町村に処理責任が定められており、盛岡市内の一般廃棄物の処理は、市が定める盛岡市一般廃棄物処理基本計画に基づいて実施されています。

この基本計画において、事業所等から排出された一般廃棄物の収集運搬の処理主体として、一般廃棄物処理業許可業者（収集運搬業者）が定められています。

この手引きは、法令や基本計画に基づく一般廃棄物の適正処理の確保のため、許可制度のうち、申請・届出の手続きや適正処理のための要件等について記載するものです。

(1) 許可区域（申請や届出の窓口）について

一般廃棄物収集運搬業の許可は、市町村の固有の事務（自治事務）とされており、その申請や届出先は、業を行おうとする区域を管轄する市町村又は一部事務組合です。

盛岡市内の許可区域は3地域に分かれており、それぞれの担当は次のとおりです。

区 域	担 当
盛岡地域（平成4年3月31日までの盛岡市の地域）	盛岡市環境部廃棄物対策課 （盛岡市若園町2番18号） TEL 019-626-7573（直通） FAX 019-626-4153
玉山地域（平成18年1月9日までの玉山村の地域）	
都南地域（平成4年3月31日までの都南村の地域）	盛岡・紫波地区環境施設組合 （紫波郡矢巾町大字西徳田 第12地割168番地2） TEL 019-697-3835（直通） FAX 019-697-3716

(2) この手引きの対象について

この手引きは、**盛岡地域**及び**玉山地域**における一般廃棄物処理業のうち、**収集運搬業**の許可が対象となります。

(3) この手引きで使用する表現等について

「法」・・・・・・・・・・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

「施行令」・・・・・・・・・・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（政令）

「施行規則」・・・・・・・・・・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（環境省令）

「条例」・・・・・・・・・・盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

「市規則」・・・・・・・・・・盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則

「様式(添付)No. ○」・・別冊「記載例集」における書類番号

1 許可申請

一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければなりません。また、許可の更新をする場合は、許可の期間である2年が経過する前に、許可更新申請の手続きを行う必要があります。

【法】

(一般廃棄物処理業)

第七条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあっては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

- 2 前項の許可は、一年を下らない政令で定める期間^{※1}ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

※1【施行令(政令)】

(一般廃棄物収集運搬業の許可の更新期間)

第四条の五 法第七条第二項に規定する政令で定める期間は、二年とする。

(1) 新規許可申請

現在、新規許可は行っておりません。

(2) 許可更新申請

法令の規定によって許可期間は2年間とされており、許可の更新を行う場合は、許可期限の到来前に更新の申請を行う必要があります。

手続方法

- ① 盛岡市一般廃棄物処理業許可申請書(様式あり)を作成し、必要書類を添付の上、**許可期限の1ヶ月前を目途に提出**してください。
- ② 提出は来庁又は郵送により行ってください。来庁される場合、事前に電話で申請日時の予約をお願いします。郵送される場合、申請担当者氏名と連絡先が記載された添書・名刺等を同封してください。
- ③ 審査手数料として市証紙 7,500 円を併せて提出する必要があります。市役所本館 2階の会計課、盛岡市保健所 6階の岩手県食品衛生協会盛岡市支会又は各支所の窓口で購入してください。

許可申請に係る様式及び添付書類（法人の場合）

※「☆」が記載されている書類は、前回の申請時又は変更届出時から変更が無い場合、省略することができます。

	省略	書類の名称
1		様式 No. 1 : 盛岡市一般廃棄物処理業許可申請書（新規・更新）
2		添付 No. 1 : 事業の用に供する設備及び機材の保有状況表
3		添付 No. 2 : 事業の用に供する施設処理方式及び処理能力(1/2)
4		添付 No. 3 : 事業の用に供する施設処理方式及び処理能力(2/2)
5		添付 No. 4 : 事業計画の概要を記載した書類
6	☆	添付 No. 5 : 事業の開始に要する資金の調達方法を記載した書類
7	☆	添付 No. 6 : 事業の用に供する施設の構造を明らかにする図面及び当該施設の付近の見取図その1【事務所・設備】
8		添付 No. 7 : 事業の用に供する施設の構造を明らかにする図面及び当該施設の付近の見取図その2【運搬車両】
9		車検証の写し（有効期間内にあるもの）
10		車両の賃貸借契約書の写し（車検証上の所有者又は使用者が申請者と異なる場合）
11	☆	添付 No. 8 : 事業の用に供する施設の構造を明らかにする図面及び当該施設の付近の見取図その3【運搬容器】
12	☆	添付 No. 9 : 事業の用に供する施設の構造を明らかにする図面及び当該施設の付近の見取図その4【駐車場・積替え施設・保管施設】
13	☆	建物、土地の賃貸借契約書の写し（建物、土地を借用している場合）
14	☆	定款の写し（代表者により原本証明されたもの）及び履歴事項全部証明書
15		添付 No. 10 : 役員名簿
16	☆	添付 No. 11 : 法人役員の履歴書
17		添付 No. 12 : 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類（誓約書）
18		直前3年（更新の場合は直前年）の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに法人税、道府県民税及び市町村民税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 ※ 経理的基礎を確認するため、追加の資料の提出をお願いすることがあります。（更新申請の場合、直前2年の決算書類及び納税証明書類、改善計画書など）
19		添付 No. 13 : 従業員名簿
20		添付 No. 14 又は No. 15 : 株式の発行済み総数及び株式の保有状況又は資本の出資状況を明らかにする書類
21		既に一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業の許可を受けている場合、これらの許可証の写し（盛岡市以外の許可証を含む）
22		盛岡市域（旧都南村の区域を除く。）において一般廃棄物処理業を行うための主たる事業所の代表者の履歴書（ただし、申請者本人が主たる事業所の代表者と同じ場合を除く。）

許可審査手数料 盛岡市収入証紙 7,500円

許可申請に係る様式及び添付書類（個人の場合）

※「☆」が記載されている書類は、前回の申請時又は変更届出時から変更が無い場合、省略することができます。

No	省略	書類の名称
1		様式 No. 1 : 盛岡市一般廃棄物処理業許可申請書（新規・更新）
2		添付 No. 1 : 事業の用に供する設備及び機材の保有状況表
3		添付 No. 2 : 事業の用に供する施設処理方式及び処理能力(1/2)
4		添付 No. 3 : 事業の用に供する施設処理方式及び処理能力(2/2)
5		添付 No. 4 : 事業計画の概要を記載した書類
6	☆	添付 No. 5 : 事業の開始に要する資金の調達方法を記載した書類
7	☆	添付 No. 6 : 事業の用に供する施設の構造を明らかにする図面及び当該施設の付近の見取図その1【事務所・設備】
8		添付 No. 7 : 事業の用に供する施設の構造を明らかにする図面及び当該施設の付近の見取図その2【運搬車両】
9		車検証の写し（有効期間内にあるもの）
10		車両の賃貸借契約書の写し（車検証上の所有者又は使用者が申請者と異なる場合）
11	☆	添付 No. 8 : 事業の用に供する施設の構造を明らかにする図面及び当該施設の付近の見取図その3【運搬容器】
12	☆	添付 No. 9 : 事業の用に供する施設の構造を明らかにする図面及び当該施設の付近の見取図その4【駐車場・積替え施設・保管施設】
13	☆	土地、建物の賃貸借契約書の写し（建物、土地を借用している場合）
14	☆	申請者の住民票の写し
15	☆	添付 No. 11 : 申請者の履歴書
16		添付 No. 12 : 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類（誓約書）
17		直前3年（更新の場合は直前年）の確定申告書の写し、収支計算書等の書類並びに所得税、都道府県民税及び市町村民税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 ※ 経理的基礎を確認するため、追加の資料の提出をお願いすることがあります。 （更新申請の場合、直前2年の確定申告書の写し、収支計算書等の書類並びに納税証明書、改善計画書など）
18		添付 No. 13 : 従業員名簿
19		既に一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業の許可を受けている場合、これらの許可証の写し（盛岡市以外の許可証を含む）
20		盛岡市域（旧都南村の区域を除く。）において一般廃棄物処理業を行うための主たる事業所の代表者の履歴書（ただし、申請者本人が主たる事業所の代表者と同じ場合を除く。）

許可審査手数料 盛岡市収入証紙 7,500円

(3) 許可証の再交付申請

許可証を紛失や破損、汚損したときは、速やかに盛岡市許可証等再交付申請書（様式 No. 6）を提出して許可証の再交付を受けてください。

なお、申請書の提出の際は破損又は汚損した許可証を添付してください。また、再交付後に紛失した許可証を発見したときは、速やかに発見した許可証を返還してください。

(4) 許可基準

法第7条第5項により、許可に当たっては次の表の①から④の項目を全て満たしている必要があります。

内 容	根拠法令
① 市による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。	法第7条第5項第1号
② その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。	法第7条第5項第2号
③ その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。	法第7条第5項第3号
一 施設に係る基準	施行規則第2条の2
イ 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。	
ロ 積替施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。	
二 申請者の能力に係る基準	
イ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。	法第7条第5項第4号
ロ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。	
④ 申請者が次のいずれにも該当しないこと。（欠格要件）	
イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことが出来ない者として環境省令で定めるもの	
ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	
ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者	
ニ この法律、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴行等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者	
ホ 第七条の四第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項若しくは第十四条の三の二第一項（第四号に係る部分	

<p>を除く。)若しくは第二項(これらの規定を第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第七条の四第一項第三号又は第十四条の三の二第一項第三号(第十四条の六において準用する場合を含む。))に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第八条の五第六項及び第十四条第五項第二号ニにおいて同じ。)であつた者で当該取消の日から五年を経過しないものを含む。)</p>	
<p>へ 第七条の四若しくは第十四条の三の二(第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第三項(第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過しないもの</p>	
<p>ト へに規定する期間内に次条第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの</p>	
<p>チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p>	
<p>リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十四条第五項第二号ハにおいて同じ。)がイからチまでのいずれかに該当するもの</p>	
<p>ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの</p>	
<p>ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの</p>	

(5) 処理基準等

法第7条第11項から第16項までには、一般廃棄物の収集運搬を行う際に遵守しなければならない事項や基準が定められています。

- ① 法第7条第11項（収集運搬区域と許可条件）
- ② 法第7条第12項（収集運搬料金の上限）
- ③ 法第7条第13項（一般廃棄物処理基準）
- ④ 法第7条第14項（収集運搬の再委託の禁止）
- ⑤ 法第7条第15項（帳簿の作成と記載）
- ⑥ 法第7条第16項（帳簿の保存）

① 収集運搬区域と許可条件

【法】第7条第11項
 第一項又は第六項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

盛岡市一般廃棄物処理業許可証には、法第7条第11項の規定により定められた、収集を行うことができる区域と許可の条件が記載されています。

ア 収集を行うことができる区域

- ・「平成4年3月31日における都南村の区域を除く盛岡市の区域に限る。」の場合
 → 盛岡地域及び玉山地域
- ・「平成4年3月31日における盛岡市の区域に限る。」の場合
 → 盛岡地域のみ
- ・「平成18年1月9日における玉山村の区域に限る。」の場合
 → 玉山地域のみ

なお、それぞれの区域で収集した一般廃棄物を地方公共団体の施設に搬入する場合における搬入施設の指定についても記載していますので、遵守願います。

イ 許可の条件

一般廃棄物処理業を行うに当たり、遵守しなければ生活環境の保全上の支障が生じてしまう事項を、許可の条件として定めています。条件には、関係法令の遵守のほか、車両表示や搬入時間帯などの実際に作業する際の内容も含まれ、主に次のような事項が挙げられます。

（条件の例）

- ・ 関係法令に定める事項を遵守するとともに、市の計画や指導に対し善良な立場において協力すること。
- ・ 業を履行する際は、使用する車両に、一般廃棄物収集・運搬車両である旨を表示※すること。
- ・ 地方公共団体の施設に運搬する場合は、日時及び方法等について管理者の指示に従うこと。
- ・ 収集した廃棄物は資源化に支障のないよう適正かつ衛生的に分別すること。
- ・ 法令又は条例及び許可の条件に違反した場合は、状況により許可の取消を行うものであること。

※：表示の要件は次のページに記載しています。

(参考)

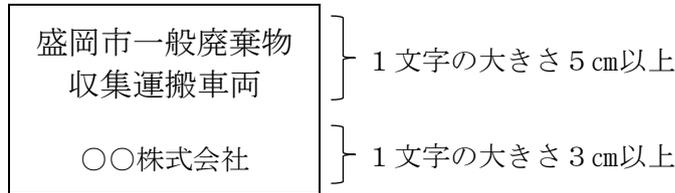
<車両表示の要件>

- (1) 盛岡市の一般廃棄物を収集運搬している旨の表示（1文字の大きさ5cm以上）
 - (2) 収集運搬事業者名（1文字の大きさ3cm以上）
- 以上について、車両の両側面に表示してください。

<留意事項>

- ・ 盛岡市の許可証に記載された許可番号を記載する必要はありません。
- ・ 文字の色に指定はありませんが、見やすい色で記載してください。
- ・ マグネットシートなど、着脱可能な表示でも問題ありません。
- ・ 左右で表示位置が違って、また、荷台や被牽引車に表示しても問題ありません。
- ・ 表示する字は原則として印刷された文字とし、手書きは認められません。
- ・ 一般廃棄物を運んでいることや正式な名称が一見して分からない略称や屋号を使うことはできません。
- ・ 特別管理一般廃棄物を運搬する場合でも、一般廃棄物と表示して問題ありません。
- ・ 運搬の際、シート等で表示が隠れることがないように注意してください。

(見本)



② 収集運搬料金の上限

【法】第7条第12項

第一項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。）及び第六項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物処分業者」という。）は、一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分につき、当該市町村が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十八条第一項の規定により条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない。

地方公共団体が手数料を定めている品目の収集運搬を行う際の料金は、その手数料の金額を超える金額を受け取ることはできません。盛岡地域及び玉山地域において適用される手数料の規定は次のとおりです。

【条例】

（一般廃棄物の処理の手数料）

第30条 一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、手数料を徴収する。

2 前項の手数料の額は、次の各号に掲げる一般廃棄物の処理の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額とする。

- (1) 次号から第4号まで以外の家庭系廃棄物の処分 10キログラムまでごとに50円
- (2) 市民から収集の申込みを受けて収集する家庭系廃棄物の収集及び運搬 1個につき600円（家庭系廃棄物の幅、奥行又は高さのうち最大の長さが2メートル以上のものにあつては、1,200円）
- (3) 処理施設に一般廃棄物収集運搬業者又は事業者が自ら搬入する一般廃棄物の処分 10キログラムまでごとに100円
- (4) 犬、猫等の死体（市長が指定する施設に市民が自ら搬入するものに限る。）の処分 1体につき4,360円

【岩手・玉山環境組合廃棄物処理等手数料条例】

(種類及び金額)

第2条 法第6条の2第6項の規定により行う廃棄物の処理に関し、別表に定める額の手数料を徴収する。ただし、岩手町及び盛岡市玉山地域の収集、運搬処理計画による一般廃棄物の処理についてはこの限りではない。

別表 (第2条関係)

種類	単位	金額
1 家庭系一般廃棄物 (粗大ごみ含む。)	10kg	50 円
2 事業系一般廃棄物 (粗大ごみ含む。)	10kg	100 円
3 犬、猫等の小動物の死体	1 体	1,000 円

備考 1 及び 2 に次の各号に掲げるものが含まれる場合は、当該各号に掲げる金額を加算した金額とする。

- | | | |
|-----------|-----|-------|
| (1) 消火器 | 1 本 | 500 円 |
| (2) バッテリー | 1 個 | 500 円 |

③ 一般廃棄物処理基準

【法】第7条第13項

一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物処理基準 (特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準) に従い、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。

法第7条第13項により、一般廃棄物収集運搬業者は、一般廃棄物処理基準に従って業を行う必要があります。一般廃棄物処理基準は、政令第3条により次のとおり定められています。

収集又は運搬

- ・ 一般廃棄物が飛散・流出しないようにすること。
- ・ 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によつて生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

<具体的な事例>

- ・ 廃棄物を車両に積載する際には、袋などが破れて中身が出てしまわないよう注意し、飛散流出した場合は直ちに清掃を行うこと。なお、対応の際は人や車の往来に十分注意すること。
- ・ 民家が近い場所で早朝に収集する場合などには、騒音とならないよう極力静かに作業を行うこと。

収集又は運搬のための施設の設置

- ・ 生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。

<具体的な事例>

- ・ 駐車場や洗車場においては、下水道に接続した排水設備を備えるなど、地下の土壌や流水の汚染を防止すること。
- ・ その他、車両の清掃に使用した道具は清潔の保持に努めるなど、近隣の生活環境に影響が生じるおそれがある悪臭などの要因を発生させないようにすること

運搬車、運搬容器及び運搬用パイプライン

- ・ 一般廃棄物が飛散、流出したり、悪臭が漏れたりするおそれのないものであること。

<具体的な事例>

- ・ 廃棄物を車両上部に積載する際には、ネットを利用して飛散を防止すること。
- ・ 排水弁を締めるなど、作業中における廃棄物由来の汚水の流出を防止すること。
- ・ 水分を多く含んだ生ごみなどの廃棄物を塵芥車以外の車両で運搬する際は、プラスチック製や金属製の容器に入れて運搬し、汚水の流出を防止すること。

船舶

- ・ 一般廃棄物の収集又は運搬の用に供する船舶である旨その他の事項をその船体の外側に見やすいように表示し、かつ、当該船舶に環境省令で定める書面を備え付けておくこと。

石綿（アスベスト）が含まれている一般廃棄物（含有率0.1%超）収集又は運搬

- ・ 石綿含有一般廃棄物が、破砕することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集し、又は運搬すること。

一般廃棄物の積替え

- ・ 周囲に囲いが設けられた場所で行うこと。
- ・ 一般廃棄物の積替えの場所であることの表示がされている場所で行うこと。
- ・ 一般廃棄物の飛散、流出、地下浸透、及び悪臭の発散が発生しないように必要な措置を講ずること。
- ・ 積替えの場所にねずみが生息したり、蚊、ハエなどの害虫が発生したりしないようにすること。
- ・ 石綿含有一般廃棄物の積替えを行う場合、石綿含有一般廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、積替えの場所に仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

<表示例>

一般廃棄物の積替え場所		
一般廃棄物の種類	〇〇くず	← 複数品目の場合は全ての品目を表記
管理者	〇〇株式会社 代表取締役 □□□□	
連絡先	盛岡市〇〇1丁目1番 TEL 019-000-0000	

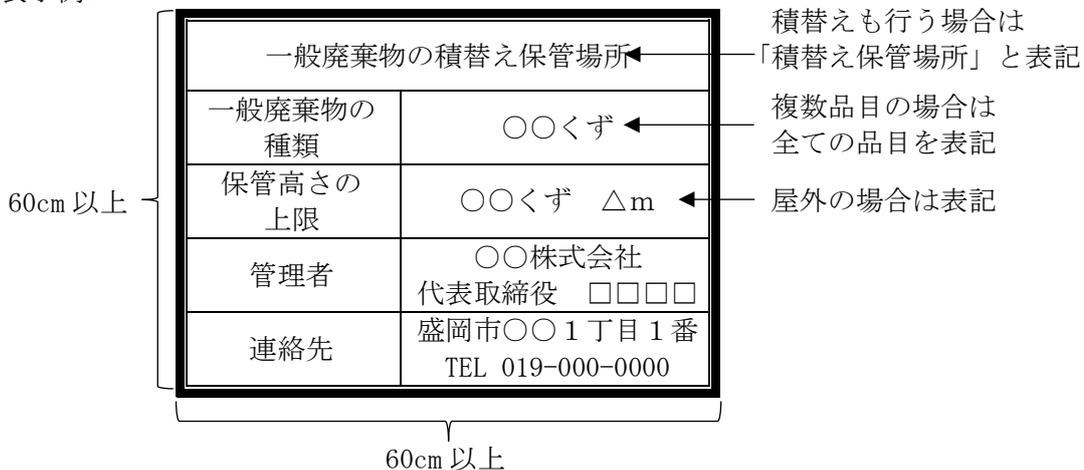
60cm 以上

60cm 以上

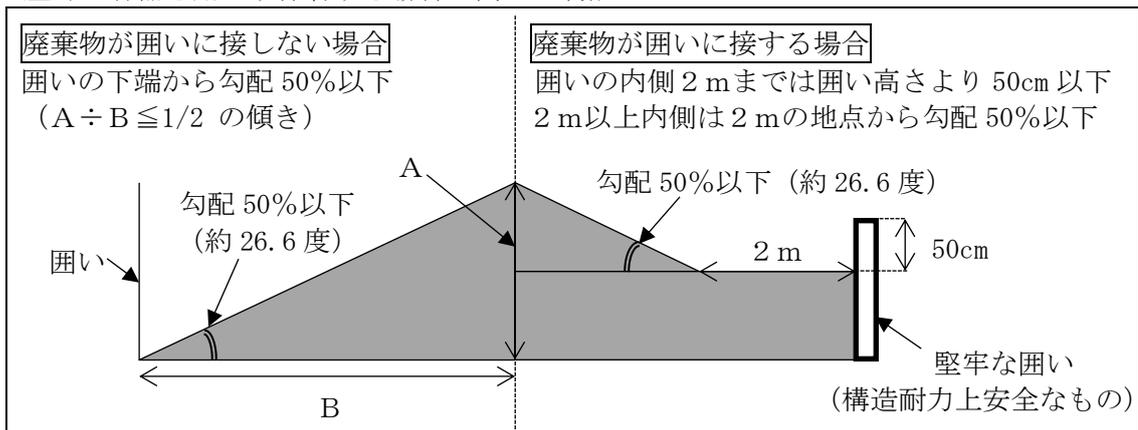
一般廃棄物の保管

- 一般廃棄物の保管は、一般廃棄物の積替えを行う場合を除き、行つてはならないこと。
- 保管を行う際の積替えは、次の基準に適合するものであること。
 - ① あらかじめ、積替え後の運搬先が定められていること。
 - ② 搬入量は、積替え場所で適切に保管できる量を超えないこと。
 - ③ 搬入された廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。
- 保管を行う場所の周囲に囲いが設けられていること。
- 廃棄物の荷重が囲いにかかる場合は、構造耐力上安全なものであること。
- 見やすい個所に積替え保管場所であることを表示する掲示板を設けること。
- 飛散、流出、地下浸透、及び悪臭の発散の防止のため、次の措置を講じること。
 - ① 汚水による公共の水域や地下水の汚染を防止するため、排水溝などの必要な設備を設け、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
 - ② 屋外で容器を使用せずに保管する場合、積み上げの高さは下記の図で示す色付きの範囲を超えないこと。
- 保管の場所にねずみが生息したり、蚊、ハエなどの害虫が発生したりしないようにすること。
- 石綿含有一般廃棄物の保管を行う場合、石綿含有一般廃棄物その他の物と混合するおそれのないように、保管の場所に仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

<表示例>



<屋外で容器を用いず保管する場合の高さの制限>



<具体的な事例>

- ・ 保管場所に搬入された廃棄物は、性状に変化が生じないうちに搬出することとされているため、汚れや腐敗する残渣が付着しているものは特に注意してください。また、産業廃棄物の場合は、保管できる量を平均的な搬出量の7日分（施行令第6条第1項第1号ホ）としていることも、一つの目安としてください。
- ・ 保管場所の底面は不浸透性である必要があるため、コンクリートとすることや、飛散流出の対策と併せ、密閉できる金属製又はプラスチック製の容器を使用するなどの対策を講じてください。
- ・ 保管施設から積替えを行う際は、囲いや不浸透性の底面に接する場所で積み込みを行い、飛散流出等に十分注意してください。

一般廃棄物処理計画との関連

- ・ 収集又は運搬の際は、一般廃棄物処理計画で定められた分別区分に従うこと。

<具体的な事例>

- ・ 家庭から排出されるごみを取り扱う場合は、配布している収集カレンダーやごみ分別辞典の分別に従って収集すること。なお、蛍光管、乾電池、小型家電などの拠点回収を行っている品目は、なるべく排出者が直接拠点回収場所に持ち込むべきものであるため、排出者が持ち込むことが困難な場合に限り収集運搬すること。（例：引越しですでに転居して遠方にいる場合など。）
- ・ 事業系ごみは、事業者向けに配布している「事業系ごみの分け方・出し方」に従って収集し、市の施設で一般廃棄物として受け入れが可能なものを搬入すること。
- ・ その他、家電4品目やパソコンなどの地方公共団体以外の事業者が資源化を行っている品目や、地方公共団体の施設で安全に処理できない品目は、施設に搬入できないこと。（処理方法が分からないものはお問い合わせください。）

④ 収集運搬の再委託の禁止

【法】第7条第14項

一般廃棄物収集運搬業者は、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を、一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物の処分を、それぞれ他人に委託してはならない。

法第7条第14項により、一般廃棄物収集運搬業者が他の者に収集運搬を委託することが禁止されているため、搬入先となる中間処理や最終処分等を行う施設に自ら搬入する必要があります。

⑤ 帳簿の作成と記載

【法】第7条第15項

一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、帳簿を備え、一般廃棄物の処理について環境省令^{*1}で定める事項を記載しなければならない。

※1：【施行規則（環境省令）】

（一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の帳簿記載事項等）

第二条の五 法第七条第十五項の規定による一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の帳簿の記載事項は、一般廃棄物の種類ごとに、次の表の上（左）欄の区分に応じそれぞれ同表の下（右）欄に掲げるとおりとする。

収集又は運搬	1 収集又は運搬年月日 2 収集区域又は受入先 3 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量
処分	1 受入れ又は処分年月日 2 受け入れた場合には、受入先ごとの受入量 3 処分した場合には、処分方法ごとの処分量 4 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量
備考	収集若しくは運搬又は処分に係る一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、上（左）欄の区分に応じそれぞれ下（右）欄に掲げる事項について、石綿含有一般廃棄物に係るものを明らかにすること

2 前項の帳簿は、事業場ごとに備え、毎月末までに、前月中における前項に規定する事項について、記載を終了していなければならない。

法第7条第15項により、一般廃棄物収集運搬業者は、その日に行った収集運搬に関する帳簿を作成して記載することが義務付けられています。

⑥ 帳簿の保存

【法】第7条第16項

前項の帳簿は、環境省令^{*2}で定めるところにより、保存しなければならない。

※2：【施行規則（環境省令）】第2条の5第3項

法第七条第十六項の規定による一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の帳簿の保存は、次によるものとする。

- 一 帳簿は、一年ごとに閉鎖すること。
- 二 帳簿は、閉鎖後五年間事業場ごとに保存すること。

法第7条第16項により、帳簿は1年度ごとに1冊（データの場合は1ファイルや1シート）として、5年間保存してください。

2 業に関する変更及び廃止

一般廃棄物の収集運搬業の許可内容の変更や廃止があったときは、その内容を市町村長に届け出る必要があります。原則として変更から10日以内に届け出る必要がありますが、変更内容によっては事前に事業範囲の変更許可申請や廃止の届出を行う必要があります。

【法】

(変更の許可等)

第七条の二 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、市町村長の許可を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

3 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所その他環境省令で定める事項^{※1}を変更したときは、環境省令で定めるところにより^{※1}、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(第2項及び第4項は記載を省略した。)

※1【施行規則（環境省令）】

(一般廃棄物処理業に係る変更の届出等)

第二条の六 法第七条の二第三項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 氏名又は名称

二 次に掲げる者

イ 法第七条第五項第四号りに規定する法定代理人

ロ 役員及び政令で定める使用人

ハ 法第七条第五項第四号ルに規定する政令で定める使用人

三 事務所及び事業場の所在地（住所を除く。）

四 事業の用に供する主要な施設並びにその設置場所及び主要な設備の構造又は規模

2 法第七条の二第三項の規定による廃止又は変更の届出は、当該廃止又は変更の日から十日以内に行うものとする。

【市規則】

(一般廃棄物処理業の変更の許可の申請)

第21条 法第7条の2第1項の許可を受けようとする者は、盛岡市一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書に次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、その内容に変更がない図書については、添付を要しないものとする。

(1) 変更後の事業計画の概要を記載した書類

(2) 変更に係る事業の資金の調達方法を記載した書類

(3) 変更した事業の用に供する施設の構造を明らかにする図面及び当該施設の付近の見取図

(4) 従業員名簿

(一般廃棄物処理業の廃止の届出)

第22条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までにその旨を文書により市長に届け出なければならない。

2 法第7条の2第3項の規定による廃止の届出は、盛岡市一般廃棄物処理業廃止届により行わなければならない。

(一般廃棄物処理業の変更の届出)

第23条 法第7条の2第3項の規定による変更の届出は、盛岡市一般廃棄物処理業変更届により行わなければならない。

(1) 業に関する変更と廃止の手続きの種類

業に関する変更と廃止には、大きく分けて次の3種類があります。

- | |
|--------------------------------------|
| ① 取り扱う廃棄物の種類の追加や、区域の追加などの事業範囲の拡大 |
| ② 取り扱う廃棄物の種類の除外や、区域の除外などの事業範囲の縮小又は廃業 |
| ③ 会社名・役員の変更や、車両・その他の施設などの事業範囲以外の変更 |

このうち、①は事前に事業範囲の変更許可申請を行う必要があります、②は廃止届、③は変更届を提出する必要があります。
それぞれの違いは次のとおりです。

	① 事業範囲の変更許可申請	② 廃止届	③ 変更届
内 容	・事業範囲の拡大	・事業範囲の縮小 ・業の全部廃止(廃業)	・事業範囲以外の変更
手続きの時期	事前に相談の上で提出	縮小・廃止の日から10日以内(※)	変更の日から10日以内
審査の有無	有り	無し	無し
手数料	7,500円	無し	無し

※：市規則第22条第1項により、縮小や廃止をしようとする30日前までに、市に知らせる文書(任意様式)を届出とは別に提出する必要があります。

(2) 事業範囲とは

事業範囲とは、一般廃棄物処理業の許可証に記載されている次の事項が該当します。

- | |
|-----------------|
| ① 取り扱う廃棄物の種類 |
| ② 業の種類 |
| ③ 収集を行うことができる区域 |

① 取り扱う廃棄物の種類

一般廃棄物のうち、どのような品目が取り扱えるかについて記載しています。

- (例) し尿を除く全般のごみを取り扱う場合・・・ 一般廃棄物(し尿を除く)
可燃ごみのみを取り扱う場合・・・ 一般廃棄物(可燃ごみに限る)

② 業の種類

収集と運搬の両方を行うのか、または運搬のみを行うのかについて記載しています。
また、積替え・保管の有無についても記載しています。

- (例) 収集運搬を積替えなしで行う場合・・・ 収集及び運搬(積替えなし)

③ 収集を行うことができる区域(運搬のみの場合は記載なし)

盛岡地域(都南村合併前である平成4年3月31日における盛岡市の区域)と玉山地域の両方またはどちらか一方のみであるかについて記載しています。

(参考) 運搬のみの許可とは

搬入先の区域で運搬(搬入)のみを行い、収集を行わない場合は、搬入先の区域の「運搬のみ」の許可を取得する必要があります。

例) 盛岡地域で収集した家電4品目を指定引取場所の日本通運(矢巾町)に持ち込み、矢巾町においてその他の収集運搬を行わない場合、矢巾町域の運搬のみの許可が必要になります。

(3) 事業範囲の変更の手続き

① 取り扱う廃棄物の種類の変更

これまで扱っていなかった品目の廃棄物を新たに収集する場合や、体制の変更などに伴って扱う廃棄物を限定しなければならない場合などが該当します。

なお、普段は扱っていない品目や業種の廃棄物を取り扱う場合であっても、許可証上の「取り扱う廃棄物の種類」に含まれるものであれば、申請を行わずに収集運搬等を行うことができますが、許可申請の際に提出している事業計画と異なる事業内容となる場合は、あらかじめ廃棄物対策課に御連絡をお願いします。(手続きが必要な場合は、その際にお伝えします。)

◆ **取り扱う廃棄物の種類を増やす場合【事業範囲の変更許可申請】**

提出書類	様式 No. 2 : 一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書	※要事前相談
添付書類	添付 No. 1 : 事業の用に供する設備及び機材の保有状況表	
	添付 No. 2 : 事業の用に供する施設処理方式及び処理能力(1/2)	
	添付 No. 3 : 事業の用に供する施設処理方式及び処理能力(2/2)	
	添付 No. 4 : 事業計画の概要を記載した書類	
	添付 No. 5 : 事業の資金の調達方法を記載した書類	
	添付 No. 6 : 事業の用に供する施設の構造を明らかにする図面及び当該施設の付近の見取図(その1)【事務所・設備】	
	添付 No. 7 : 事業の用に供する施設の構造を明らかにする図面及び当該施設の付近の見取図(その2)【運搬車両】	
	添付 No. 8 : 事業の用に供する施設の構造を明らかにする図面及び当該施設の付近の見取図(その3)【運搬容器】	
	添付 No. 9 : 事業の用に供する施設の構造を明らかにする図面及び当該施設の付近の見取図(その4)【駐車場・積替え施設・保管施設】	
	添付 No. 13 : 従業員名簿	
手数料	市証紙 7,500 円	
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・添付書類は、変更する必要がある場合のみ添付してください。 ・添付 No. 4 は変更後の内容について記載してください。 ・添付 No. 5 は変更のために必要になった資金について記載してください。 ・添付 No. 6～9 は、施設の所有権や賃貸借の内容が確認できる書類の写し(契約書等)の添付をお願いします。 	

◆ **取り扱う廃棄物の種類を減らす場合【廃止届】**

提出書類	様式 No. 3 : 一般廃棄物処理業廃止届
添付書類	上記の事業範囲の変更申請と同じ(変更が生じるもののみ)
手数料	なし
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止を実施する 30 日前までに、あらかじめその内容を市に文書でお伝えください。(任意様式) ・廃止届は、廃止から 10 日以内に提出してください。 ・添付書類の留意事項については上記の事業範囲の変更申請と同じですので、参照願います。

② 業の種類の変更（積替え保管を含む）

「収集及び運搬」と「運搬のみ」の切り替えや、積替え・保管の実施の有無について変更する場合は、下記の手続きが必要になります。

なお、積替え・保管を実施する場合は、廃棄物処理法上の基準（P. 9、10）を満たすほか、環境関係法令や都市計画などの他法令等による規制の対象とならないことを確認する必要があります。

◆ 業の種類を拡大する場合【事業範囲の変更許可申請】

提出書類	様式 No. 2：一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書	※要事前相談
添付書類	取り扱う廃棄物の種類を増やす場合と同じ（変更が生じるもののみ） ただし、積替えや保管を新たに開始する場合は、他法令の規制の対象とならないことを証する書類の添付が必要です。	
手数料	市証紙 7,500 円	
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・添付書類は、変更する必要が生じた場合のみ添付してください。ただし、積替えや保管を新たに開始する場合は、添付 No. 3 と添付 No. 9 を必ず添付してください。 ・添付 No. 4 は変更後の内容について記載してください。 ・添付 No. 5 は変更のために必要になった資金について記載してください。 ・添付 No. 6～No. 9 は、施設の所有権や賃貸借の内容が確認できる書類（契約書等）の写しの添付をお願いします。 	

◆ 業の種類を縮小する場合【廃止届】

提出書類	様式 No. 3：一般廃棄物処理業廃止届	
添付書類	上記の事業範囲の変更申請と同じ（変更が生じるもののみ）	
手数料	なし	
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止を実施する 30 日前までに、あらかじめその内容を市に文書でお伝えください。（任意様式） ・廃止届は、廃止から 10 日以内に提出してください。 ・添付書類の留意事項については上記の事業範囲の変更申請と同じですので、参照願います。 	

③ 収集を行うことができる区域の変更

業を行う区域として、盛岡地域又は玉山地域を追加又は除外する場合は、下記の手続きが必要となります。

なお、盛岡地域及び玉山地域以外の区域については、その区域の管轄行政機関が窓口となりますので、そちらにお問い合わせください。

◆ 収集を行うことができる区域を拡大する場合【事業範囲の変更許可申請】

提出書類	様式 No. 2 : 一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書	※要事前相談
添付書類	取り扱う廃棄物の種類を増やす場合と同じ（変更が生じるもののみ）	
手数料	市証紙 7,500 円	
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・添付書類は、変更する必要が生じた場合のみ添付してください。 ・添付 No. 4 は変更後の内容について記載してください。 ・添付 No. 5 は変更のために必要になった資金について記載してください。 ・添付 No. 6 ~No. 9 は、施設の所有権や賃貸借の内容が確認できる書類の写し（契約書等）の添付をお願いします。 	

◆ 収集を行うことができる区域を縮小する場合【廃止届】

提出書類	様式 No. 2 : 一般廃棄物処理業廃止届	
添付書類	上記の事業範囲の変更申請と同じ（変更が生じるもののみ）	
手数料	なし	
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止を実施する 30 日前までに、あらかじめその内容を市に文書でお伝えください。（任意様式） ・廃止届は、廃止から 10 日以内に提出してください。 ・添付書類の留意事項については上記の事業範囲の変更申請と同じですので、参照願います。 	

(4) 業の全部廃止（廃業）の手続き

提出書類	様式 No. 3 : 一般廃棄物処理業廃止届	
添付書類	一般廃棄物処理業許可証	
手数料	なし	
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止を実施する 30 日前までに、あらかじめその内容を市に文書でお伝えください。（任意様式） ・廃止届は、廃業から 10 日以内に提出してください。 ・許可証の返却にあたっては、廃止届に添付して提出してください。 	

(5) 事業範囲以外の変更の手続き

① 名称や屋号などの「会社」に関する変更

◆ 名称（屋号を含む）の変更

提出書類	様式 No. 4 : 盛岡市一般廃棄物処理業変更届
添付書類	添付 No. 6 : 事業の用に供する施設の構造を明らかにする図面及び付近の見取り図（その1）【事務所・設備】
	添付 No. 7 : 事業の用に供する施設の構造を明らかにする図面及び付近の見取り図（その2）【運搬車両】
	申請者の住民票の写し（個人の氏名の変更の場合）
	法人の定款の写し（法人の場合）
	履歴事項全部証明書（法人の場合）
手数料	なし
留意事項	・ ①及び②は新しい名称（屋号）が表示されたものを添付してください。

◆ 法人組織の変更（有限会社から株式会社への変更など）

変更後も従前と同じ内容で業を行おうとする場合であれば、法人名称の変更届を提出する必要はありますが、新規許可を取得する必要はありません。

◆ 個人から法人への変更

法律上別個の人格であるため、個人として業の廃止届を提出する必要があります。また、業を継続する場合は法人として新規許可を取得する必要があります（ただし、現在は新規許可を行っていないため、法人として業を継続することは原則としてできません。）。

◆ 合併による変更

許可を持つA社と許可の無いB社が合併する場合、A社の消滅を伴う合併であれば、A社として業の廃止届を提出する必要があります。また、新たな法人であるC社として業を行うのであれば、新規許可を取得する必要があります（ただし、現在は新規許可を行っていないため、新規法人として業を継続することは原則としてできません。）。

なお、A社がB社を吸収合併する場合など、許可を持つA社が消滅しない場合であれば、新規許可の取得の必要はありませんが、法人名称や事務所、主要な施設などが変更となる場合は変更届を提出する必要があります。

② 代表者・役員などの「人」に関する変更

◆ **代表者の変更**

提出書類	様式 No. 4 : 盛岡市一般廃棄物処理業変更届
添付書類	添付 No. 10 : 役員名簿 (法人の場合)
	添付 No. 11 : 履歴書
	添付 No. 12 : 欠格要件に該当しない者である旨の誓約書
	履歴事項全部証明書 (法人の場合)
手数料	なし
留意事項	・ 役員名簿は、変更後のものを添付してください。

◆ **法人の役員の変更 (登記事項の変更を伴う役職の変更を含む)**

提出書類	様式 No. 4 : 盛岡市一般廃棄物処理業変更届
添付書類	添付 No. 10 : 役員名簿
	添付 No. 11 : 履歴書
	添付 No. 12 : 欠格要件に該当しない者である旨の誓約書
	履歴事項全部証明書
手数料	なし
留意事項	・ 役員の氏名や役職の変更の場合は、法人としての登記事項の変更がある場合のみ提出してください。 ・ 役員の住所のみの変更の場合、届出の必要はありません。 ・ 役員名簿は、変更後のものを添付してください。

◆ **未成年者の法定代理人の変更**

代表者が「営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者」である場合、その法定代理人の変更の際に変更届を提出する必要があります。

提出書類	様式 No. 4 : 盛岡市一般廃棄物処理業変更届
添付書類	添付 No. 11 : 履歴書
	添付 No. 12 : 欠格要件に該当しない者である旨の誓約書
手数料	なし

◆ 事務所の代表者の変更

許可取得者である個人又は法人の代表者以外の者が代表者となっている事務所で一般廃棄物収集運搬業を行っている場合、その事務所の代表者に変更があった際に変更届を提出する必要があります。(例：支店長の変更)

提出書類	様式 No. 4：盛岡市一般廃棄物処理業変更届
添付書類	添付 No. 11：履歴書（提出済みでない場合） 添付 No. 12：欠格要件に該当しない者である旨の誓約書
手数料	なし
留意事項	その他、継続的に業務を行うことができる施設がある場所に、一般廃棄物収集運搬業の契約を締結する権限のある者を置いている場合、その場所の代表者に変更となった場合も変更届を提出する必要があります。

◆ 上記以外の従業員の変更

変更の届出の必要はありません。許可更新の申請の際、最新の従業員一覧表を添付してください。

◆ 欠格要件に該当した場合の届出

上記の「欠格要件に該当しない者である旨の誓約書」の提出の対象となる者（法人格を含む。）が、法第7条第5項第4号チを除く欠格要件のいずれかに該当するに至った場合、その旨について届出を提出する必要があります。

提出書類	様式 No. 5：盛岡市一般廃棄物処理業欠格要件該当届
添付書類	欠格要件に該当することを示す書類
手数料	なし
留意事項	該当するに至った日から2週間以内に提出する必要があります。

(参考) 欠格要件について

欠格要件は、法第7条第5項第4号イからルに定められており、そのいずれかに該当する者は許可を取得することができず、許可を得た者が欠格要件に該当した場合は許可が取り消されます。

それぞれの概要は次のとおりです。なお、あくまで概要であり、正確な表現ではない部分があるため、該当するおそれがある場合は、法律の条文による確認をお願いします。

イ 心身の故障により業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの※

※【施行規則】

第二条の二の二 法第七条第五項第四号イの環境省令で定める者は、精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ 禁錮以上の刑で5年を経過しない者（禁固以上とは、死刑、懲役、禁錮が該当する。）

ニ 次の法律違反による罰金以上の刑で5年を経過しない者

- ・ 廃棄物処理法、浄化槽法、環境法令違反
- ・ 暴力団員による不法な行為の防止等に関する法律違反
- ・ 刑法違反（障害、現場助勢、暴行、凶器準備集合、脅迫、背任）
- ・ 暴力行為等処罰に関する法律違反

ホ 廃棄物処理法の許可取消、浄化槽法の許可取消から5年を経過しない者

- へ 一 廃処理業、産廃処理業、浄化槽清掃業の許可取消通知後、処分決定までに廃業届を提出した者で、届出の日から5年を経過しない者
- ト への取消し通知日前60日以内に廃業届を提出した者で、届出の日から5年を経過しない者
- チ 不正、不誠実な行為のおそれがある者
- リ 未成年で法定代理人がイ～チに該当
- ヌ 法人で役員又は政令使用人（本支店の代表者、契約締結権を有する者）のうち、イ～チの該当者がいる場合
- ル 個人で政令使用人のうちイ～チの該当者がいる場合

③ 事務所や駐車場などの「**建物・土地**」に関する変更

◆ **本社や事務所・事業所の所在地の変更**

提出書類	様式 No. 4 : 盛岡市一般廃棄物処理業変更届
添付書類	添付 No. 1 : 事業の用に供する設備及び機材の保有状況表
	添付 No. 6 : 事業の用に供する施設の構造を明らかにする図面及び付近の見取り図（その1）【事務所・設備】
	建物又は土地を借用している場合、契約書の写し
	履歴事項全部証明書（法人かつ登記の変更を伴う場合）
手数料	なし
留意事項	規模の変更など、登記事項に変更が無い場合、届出の必要はありません。

◆ **積替え・保管施設の所在地や規模の変更**

提出書類	様式 No. 4 : 盛岡市一般廃棄物処理業変更届
添付書類	添付 No. 3 : 事業の用に供する施設処理方式及び処理能力(2/2)
	添付 No. 9 : 事業の用に供する施設の構造を明らかにする図面及び当該施設の付近の見取り図（その4）【駐車場・積替え施設・保管施設】
	建物又は土地を借用している場合、契約書の写し
	履歴事項全部証明書（法人かつ登記の変更を伴う場合）
手数料	なし

◆ **駐車場の所在地や規模の変更**

提出書類	様式 No. 4 : 盛岡市一般廃棄物処理業変更届
添付書類	添付 No. 3 : 事業の用に供する施設処理方式及び処理能力(2/2)
	添付 No. 9 : 事業の用に供する施設の構造を明らかにする図面及び当該施設の付近の見取り図（その4）【駐車場・積替え施設・保管施設】
	建物又は土地を借用している場合、契約書の写し
	履歴事項全部証明書（法人かつ登記の変更を伴う場合）
手数料	なし

④ 収集運搬の「車両」に関する変更

◆ 車両の増車

提出書類	様式 No. 4 : 盛岡市一般廃棄物処理業変更届
添付書類	添付 No. 2 : 事業の用に供する施設処理方式及び処理能力(1/2) 添付 No. 7 : 事業の用に供する施設の構造を明らかにする図面及び付近の見取り図 (その2) 【運搬車両】 車検証の写し (申請日時点で有効なもの) 車両を借用している場合、賃貸借契約書などの権利関係を証する書類の写し
手数料	なし
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・添付する車両の写真は、真正面、真横面、真後面の3方向から車両全体が収まるように撮影し、角度が斜めにならないようにしてください。また、写真印刷時は縦横の比率を変えず、様式に収まらない場合は別紙に貼り付けをお願いします。 ・横面の写真は P. 7 の許可車両表示を施した状態で撮影し、表示の文字が読み取れない場合は、近くから撮影したものを添付してください。 ・リース契約等で申請者が車検証上の使用者として記載されている場合は、賃貸借契約書など権利関係を証する書類の写しの添付は不要です。 ・車両が車検中であり、申請日時点で有効なものが用意できない場合は、それまで有効であった車検証の写しを添付し、新しい車検証が発行され次第、速やかに新しい車検証の写しを提出してください。

◆ 車両の減車 (廃車など)

提出書類	様式 No. 4 : 盛岡市一般廃棄物処理業変更届
添付書類	添付 No. 2 : 事業の用に供する施設処理方式及び処理能力(1/2)
手数料	なし

◆ 車両の最大積載量の変更

提出書類	様式 No. 4 : 盛岡市一般廃棄物処理業変更届
添付書類	添付 No. 2 : 事業の用に供する施設処理方式及び処理能力(1/2) 添付 No. 7 : 事業の用に供する施設の構造を明らかにする図面及び付近の見取り図 (その2) 【運搬車両】 車検証の写し (申請日時点で有効なもの)
手数料	なし
留意事項	添付する写真については、上記の「車両の増加」の場合を参照願います。

⑤ その他収集運搬のための主要な「施設」に関する変更

◆ 電話・ファクシミリなどの番号の変更

提出書類 様式 No. 4 : 盛岡市一般廃棄物処理業変更届
添付書類 なし
手数料 なし

◆ 運搬容器の変更

提出書類 様式 No. 4 : 盛岡市一般廃棄物処理業変更届
添付書類 添付 No. 3 : 事業の用に供する施設処理方式及び処理能力(2/2)
添付 No. 8 : 事業の用に供する施設の構造を明らかにする図面及び付近
の見取り図 (その3) 【運搬容器】
手数料 なし
留意事項 車両の変更を伴う場合は、その内容を含めて提出してください。